

入間市小規模事業者等追加支援事業について

～Q&A～

1 給付金の対象関係

Q1-1 支給対象者を教えてください。

A 市内の小規模企業者であって、常時使用従業員20人（※商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人）以下の事業者を対象としています。 ※商業又はサービス業とは＝小売業、卸売業、サービス業（飲食業等）を指す

Q1-2 給付金の支給対象となる売上高の減少率は何%ですか。

A 令和2年1月から令和2年12月までの間のいずれかの月の売上が、前年同月と比較して20%以上減少している事業者が対象となります。

Q1-3 個人事業者で、事業所は入間市内ですが、他市に住んでいます。給付金の対象者となりますか？

A 主たる事業所が入間市内にある場合、事業主の住所地は問いませんので、対象となります。

Q1-4 本店が市外にあり、事業所が入間市にある法人です。事業実態は入間市にあるのですが、入間市で給付金を申請できますか？

A 商業登記簿謄本上の本店所在地で判断いたしますので、対象外となります。他の市区町村で同様の制度を行っている場合がありますので、そちらへお問い合わせください。

Q1-5 昨年の10月（令和元年10月1日）に創業しましたが、給付金の対象者となりますか？

A 下記に該当する場合、対象となります。

ア 令和2年1月から同年12月までの間のいずれかの月の売上高が、新型コロナウイルス感染症の影響により同月を含む連続する3か月の売上高の平均と比較して20%以上減少していること。

イ 令和2年1月から同年12月までの間のいずれかの月の売上高が、新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年12月の売上高と比較して20%以上減少していること。

ウ 令和2年1月から同年12月までの間のいずれかの売上高が、新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年10月から同年12月までの間の3か月の売上高の平均と比較して20%以上減少していること。

Q1-6 令和元年分の税申告をまだしていません。給付金を申請できますか？

A 給付金対象者を決定する資料に申告関係種類が必要となりますので、申告後に給付金の申請をしてください。

Q1-7 フリーランスで自宅を事務所とし、デザイナーをしています。給付金の対象者となりますか？

A 税申告（確定申告の第一表）において、「営業収入」で計上されている場合は、支給の対象となります。また、「農業」の収入の方も対象となります。

Q1-8 常時雇用する従業員数とありますが、常時とはどういう捉え方をすればよいですか。

A 常時とは、雇用期間を定めずに雇用をしている従業員と捉えています。アルバイトやパートなどの雇用形態は問いません。

Q1-9 事業収入の他に給与等の収入を得ています。対象になりますか。

A 税申告書における、全収入に対する営業収入の割合が50%を超えている場合は対象となります。

2 給付金の給付関係

Q2-1 私は個人事業主として市内で旅館と弁当屋を営んでいます。売上が2店舗とも20%以上減少していますが、給付額は20万円になりますか？

A 複数の事業を営んでいる個人事業者についても、給付額は10万円となります。

Q2-2 私が一つの個人事業を、妻が別の個人事業をしています。税申告も別にしていきます。2つの事業所としてそれぞれ申請できますか？

A 経営者が別であれば、それぞれ申請できますので、10万円ずつの支給となります。

Q2-3-1 私は二つの法人の代表をしています。税申告も別にしていきます。2つの法人としてそれぞれ申請できますか？

A 会社代表者が同一であっても、法人登記が別々の場合は、それぞれで申請が可能です。

Q2-3-2 法人はひとつですが、複数の事業を行っています。（例：飲食店と不動産貸付）売上高は合算した額になりますか。

A 合算し、1件の申請となります。商号が複数ある場合は、可能であれば申請書に併記してください。

Q2-4 給付金は現金で受取ることができますか？

A 口座振込での対応のみとしていますので、現金での受取はできません。

3 提出書類関係

Q3-1 提出書類を教えてください。

A 以下の書類をご用意ください。

①申請書（様式第1号）

②市内に本社又は主たる事業所が存することが確認できる書類

例) 事業届出済証明書の写し等※ただし、入間市役所に開業等の届出を提出している場合は、市職員が確認しますので、提出の必要はありません。また、決算報告書や青色申告書等で事業所の所在地が分かる場合は不要です。

③法人の場合：直近1期分の決算書の写し

個人の場合：令和元年分の確定申告書の写し

④ 売上げが減少したことが確認できる書類（売上台帳の写し等）

⑤法人の場合：法人名義の通帳のうちの口座がわかるページの写し

個人の場合：事業主名義の通帳のうちの口座がわかるページの写し

※事業主への支給であるため、代理人口座への支給はできません。

⑥ 事業概要が掲載された書類（会社案内、チラシ、店舗外観を撮影した写真等）

Q3-2 どこで申請できますか。

A 集団感染を防止する観点から、原則郵送での提出をお願いしておりますので、来庁してのご申請は極力ご遠慮ください。（送付先は商工観光課となります。）

〒358-8511 入間市役所 商工観光課 小規模事業者担当宛

Q3-3 私は個人事業主として、市内に2店舗事業所を運営しています。売上高は1店舗の売上高を記入するのか、2店舗の合計を記入するのですか？

A 経営体が同一であれば、合計の売上高となります。

Q3-4 ネットバンクを利用しているので通帳がありません。どうすればいいですか？

A 自宅にキャッシュカードが送られてきた時に同封されていた口座番号などが書かれた用紙の写しをお願いします。※ログインパスワードや個人番号などが記載されていないか注意してください。

Q3-5 フリーランスで事業所の名称がありません。申請兼請求書等の企業名又は商号欄はどうすればよいですか。

A 空欄又は「無し」と記載し、主な業種欄に「記載例：フリーランス（デザイナー）」など名称が無い理由が分かるようにしてください。

4その他

Q4-1 なぜ、小規模だけに給付をするのですか。

A 市内には多くの中小企業者が存在しています。中規模事業者よりも、より資金力や、経営形態などにおいて、弱者となりえる小規模事業者を支援する目的であるためです。

Q4-2 この給付金はどういった趣旨の給付金なのですか。

A 売り上げが減少したことによる営業補償ではなく、この給付金を利用することで、事業を継続してもらうことを目的とした給付金です。

Q4-3 給付金は申込順ですか。また、申請受付件数に上限があり受付が締め切られ、給付されない場合がありますか？

A 申し込み順ですが、書類が全て整っていることが確認された順に受付けておりますので、提出書類に不備がないかをご確認してから申請していただくようお願いいたします。また、受付件数に上限は設けておりませんので、申請が遅れてしまっても給付されないことはありません。

ただし、期限を過ぎてからの申請（令和2年12月25日（金）消印有効）は給付できませんのでご注意ください。